

〔論 文〕

ハイデルベルク信仰問答のミサ理解

青木 義紀

序.

2017年は、ルターの『95箇条の提題』（1517年）から数えて500年の記念の年に当たる。これを機に、欧米ではREFO500というプロジェクトが立ち上がり、世界各地で研究や学会が行なわれている。このプロジェクトは、単に1517年だけを焦点に置いているのではなく、一連の宗教改革にまつわる出来事を包括している。例えば、2011年はジェームズ1世による欽定訳聖書（King James Version）誕生から400年、ベルギー信条誕生から450年の記念の年であったし、2013年はハイデルベルク信仰問答誕生から450年である²。本論は、2013年に迫ったハイデルベルク信仰問答450年を記念して、その中でも最も議論の多かった聖餐論を扱った論考である。

本論が扱う課題は、ハイデルベルク信仰問答におけるカトリックのミサ理解は妥当であるかという問題である。特に、議論と加筆の著しかったハイデルベルク信仰問答問80は、プロテスタントの聖餐との比較においてカトリックのミサが教えている内容を明らかにし、それを批判しているが、この理解が妥当であるかを検討する。この問題は、単に16世紀の文脈におけるプロテスタントのカトリック理解という歴史的問題であるだけでなく、今日におけるプロテスタントとカトリックの関係というエキュメニカルな課題でもある。実はこの議論は、北米キリスト教改革派教会（Christian Reformed Church in North America: 以下CRCNAと略記）とカナダ・アメリカのカトリック司教団（the Canadian and the United States Conference of Catholic Bishops: 以下CCCBとUSCCBと略記）との間で、1998年から2008年に至るまでの10年間討議され、

一つの解決が見出されたものである³。本論では、この議論に沿うような形で一次資料を検討しつつ、その解決を紹介したい。

この課題を扱うに当たって、第一に、ハイデルベルク信仰問答成立の背景を概観し、この信仰問答全体がどのような性格を持った文書であるかを明らかにする。第二に、聖餐論を扱う問 75-82 に焦点を置き、特に問 80 における第一版から第三版までの発展を明らかにする。第三に、問 80 におけるカトリックのミサ理解がどのようなものであり、その理解が 16 世紀当時のカトリックのミサ理解を的確に表現しているのかという問題を論じる。

1. ハイデルベルク信仰問答の背景と性格⁴

ネッカー川がオーデンワルトの丘陵地帯からライン川沿いの広大な平野へと流れ込むところに位置するプファルツ選帝侯領の首都ハイデルベルクは、ドイツの中でも最も美しい景観を持つ都市の一つである⁵。ここに宗教改革の影響が押し寄せたのは、ルターが 95 箇条の提題をウィッテンベルク城教会の門扉に貼り付けてから、約半年後の 1518 年 4 月であった。時の教皇レオ十世 (1475-1521) はルター問題を重視せず⁶、これをアウグスティヌス修道会長ガブリエル・デラ・ヴォルタに委ね、彼がドイツの責任者ヨハン・フォン・シュタウピッツ (1460/69-1525) を実際の問題処理に当たらせた⁷。そして 1518 年 4 月 26 日にハイデルベルクで持たれたアウグスティヌス修道会の総会で、ルター問題は取り扱われることになった。これがハイデルベルク討論会である⁸。しかし、これを直接的な契機として、ハイデルベルクの町に改革運動が定着して行ったとは言い難い。

ルターが『95 箇条の提題』を貼付 (1517 年) してから死 (1546 年) を迎えるまでのほぼ全期間、プファルツの選帝侯を務めたのはルートヴィヒ五世 (在位 1508-1544) であった。彼は穏やかな性格の持ち主で、「平和なルドヴィヒ」(Ludwig Pacificus) として知られ、実際にプファルツの平和の促進に寄与した人物だった。そのため、社会に不安と

動乱を巻き起こすルターの改革運動を彼は支持しなかったのである。

1544年3月16日、ルードヴィッヒ五世は後継者のないまま死去し、彼の兄弟フリードリッヒ二世（在位1544-1556）がプファルツ選帝侯に選ばれた。彼の治世の1545年12月、ハイデルベルクの町は正式に宗教改革運動を導入することになる。ルターがハイデルベルクに福音的な教理をもたらしてから28年後の出来事である。しかし、この年からハイデルベルク信仰問答が成立する1563年まで、カトリック陣営は断続的にトリエント公会議を開催し教義の強化を図ったため、プロテスタントとカトリックの対立は激化する。そのような中から、1548年には両者間の調停のために『アウグスブルク仮信条協定』が、そして1555年11月25日には「領土の属する人に宗教も属す」（*cuius regio eius religio*）という体制で知られる『アウグスブルク宗教和議』が成立することとなる。

フリードリッヒ二世の後を継いでプファルツ選帝侯の地位に就いたのは、若き日にメランヒトンの影響を受けたオットー・ハインリヒ（在位1556-1559）であった。彼の治世は3年と短い、この間にハイデルベルクの宗教改革は急速に進展することとなる。1556年4月までに、彼は新しい教会規定、結婚規定、学校規定などを発布する。特にこの教会規定には、ルター派の宗教改革者ヨハン・ブレンツの小教理問答書が含まれており、1563年にハイデルベルク信仰問答に取って代わられるまで、この小教理問答書はプファルツで公的に用いられていた¹⁰。この小教理問答書の聖餐論には、メランヒトンの影響が色濃く見出されることが指摘されており、オットー・ハインリヒの改革運動はメランヒトンから多大な影響を受けたものであったと言われている。メランヒトンは、1528年までに、特にキリスト遍在説と聖餐におけるキリストの現臨の問題について、すでにルターの立場にある種の疑いを抱いていたようであるが、¹³ マールブルク会談（1529年）¹² やアウグスブルク国会（1530年）においてはルターの立場に留まり続けた。¹⁴ しかし1530年以降この立場に変化が見られる。その背後には、エコランパディウスの影響があると思われるが、¹⁵ ブツァーやカルヴァンが同意する霊的現臨説へと傾いていくことになる。

その結果メランヒトンは、アウグスブルク信仰告白に大きな改訂を施し、1533年にドイツ語版を、そして1540年および1542年にラテン語版を出版する。これによって厳格ルター派はメランヒトンを「隠れカルヴァン主義者」(en heimlicher Calvinist)と称し、正式なルター派の信仰告白としては1530年の未改訂版アウグスブルク信仰告白を採用するようになる。このような背景から、オットー・ハインリヒが受けたメランヒトンの影響は、聖餐論においてカルヴァン派の立場に傾倒したものであったと考えられるのである。

跡継ぎを残さずに世を去ったオットー・ハインリヒの後継者となったのは、プファルツ北部の統治を任されていたフレデリック三世(在位1559-1576)であった。彼は厳格なカトリックの家庭に生まれ育ったが、結婚した妻マリアが¹⁶厳格なルター派信仰の信奉者であったため、彼もルター派の信仰に傾倒するようになった。しかしフレデリック三世自身の信仰は、妻マリアの厳格ルター派というよりは、より穏健なメランヒトンの立場であった。それは、聖餐論においてカルヴァンの理解に傾倒したものである。そして宗教的な問題についてフレデリック三世が目指したのは、トリエント公会議によって明らかとなったカトリックの主張に対して、プロテスタントが一致を保つことであった。特にそのために大きな焦点となったのが、¹⁷聖餐論の問題である。フレデリック三世は、自身の信奉する立場から、プファルツにおける一致と教育のためにハイデルベルク信仰問答の執筆を委嘱したのである。

この一致と教育というハイデルベルク信仰問答全体の性格は、その序文によく表れている。この中でフレデリック三世は、新しい信仰問答作成の意図として大きく三つに言及している。第一は、ふさわしい教理に子どもたちを教育するためであり、第二は子どもたちを指導する牧師や学校の教師たちが教育されるためであり、第三はプファルツの信仰告白の一致のためである。¹⁸このような全体的な性格から、ハイデルベルク信仰問答は極力、神学的な議論を展開することを避け、調和と協調を基調として記されている。

2. ハイデルベルク信仰問答における聖餐論の発展

ハイデルベルク信仰問答が、全体的に一致と調和・協調を基調として貫かれていることを明らかにしてきた。しかし唯一の例外があるとすれば、それは聖餐論を扱った部分（問 75-82）であり、特に問 80 であると言える。

ハイデルベルク信仰問答は、1563 年初頭に第一版が出版されてから、年内に立て続けに第四版まで出版される。その際、幾つかの点で増補改訂がなされるが、特に著しかったのが聖餐論を扱う問 80 であった。そもそも問 80 は第一版には存在しない。その理由は定かではないが、一つの推測として、問 80 は 1562 年 9 月のトレント公会議で採用されたミサの主張に対するレスポンスであるが、この主張が、1563 年初頭の出版までにハイデルベルクの神学者たちの手に届かなかったのではないかと考えられる。²⁰ いずれにしても明確な理由は定かではないが、問 80 は第二版において初めて加えられた部分である。²¹ その表現は以下の通り。

主の晩餐が証していることは、主ご自身が、ただ一度、十字架上で成し遂げて下さった、唯一の犠牲によって、わたしたちが、わたしたちのすべての罪の完全な赦しを得ているということです。しかるに、ミサが教えていることは、生きている者も死んでいる者も、キリストが彼らのために、尚、日ごとに、司祭たちによって、犠牲として捧げられるのでなければ、キリストの苦難によっては、罪の赦しを得ることができないということです。それゆえ、ミサは、根本において、イエス・キリストの唯一の犠牲と苦難の、偶像礼拝的否定でありま²²す。

これが第三版になるとドイツ語で 27 語加筆されて、以下の表現で確定することになる（加筆部下線は筆者による）。

主の晩餐が私たちに証ししていることは、主ご自身が、ただ一度、十字架上で成し遂げて下さった、イエス・キリストの唯一の犠牲によって、私たちが私たちの全ての罪の完全な赦しを得ているということ、そして今、真実の体を持って、天で父の右の座に着き、そこで礼拝されることを求めておられるキリストと、私たちが聖霊によって一体とされているということです。しかし、ミサが教えていることは、生きている者も死んでいる者も、キリストが彼らのために、尚、日ごとに司祭たちによって犠牲として捧げられるのでなければ、キリストの苦難によって罪の赦しを得ることができないということ、そしてキリストは、肉体的にパンとぶどう酒の形態の下にいて、それゆえその中で礼拝されることが求められているのです。つまりミサは、根本においてイエス・キリストの唯一の犠牲と苦難の否定に他ならず、呪うべき偶像崇拜に他ならないのです。²³

加筆部分の特徴は大きく二点ある。第一の特徴は、第二版では主の晩餐とミサが表現し教えていることだけが記されていたのに対して、第三版ではそれに基づいてどのように礼拝されることが求められているかという礼拝の様式が付加されている点である。具体的には、天におられるキリストを天で礼拝することを教える主の晩餐と、肉体的にパンとぶどう酒の下におられるキリストを物素の中で礼拝することを教えるミサである。²⁴第二の特徴は、その結論部にある言葉に表されている。第二版では、ミサが根本的にキリストの苦難と犠牲の唯一性を「偶像礼拝的否定である」(göttische verleugnung)と表現したのに対して、第三版ではより断定的に唯一のキリストの苦難と犠牲の「否定に他ならず」(nichts anderes, denn eine Verleugnung)と表現し、より辛辣に「呪うべき偶像崇拜」(eine vermaledeite Abgötterei)であると吐き捨てる。

以上のことから、信仰の一致と調和を基調とするハイデルベルク信仰問答の中で、問 80 は論争的な姿勢を色濃く出している点で異彩を放っ

ている。その上、第二版、第三版と版を重ねるに連れ、その語調は強くなり、批判は辛辣になっていると言える。

3. ハイデルベルク信仰問答におけるカトリックのミサ理解

「主の晩餐と教皇のミサの違いは何ですか」という問 80 の答えは、次のような構造からなっていると分析できる。

構造	日本語訳 (拙訳)	ドイツ語原文
(A1)	主の晩餐が私たちに証していることは、主ご自身が、ただ一度、十字架上で成し遂げて下さった、イエス・キリストの唯一の犠牲によって、私たちが私たちの全ての罪の完全な赦しを得ているということ	Das Abendmahl bezeugt uns, daß wir vollkommene Vergebung aller unserer Sünden haben durch das einige Opfer Jesu Christi, so er selbst einmal am Kreuz vollbracht hat;
(B1)	そして今、真実の体を持って、天で父の右の座に着き、そこで、礼拝されることを求めておられるキリストと、私たちが聖霊によって一体とされているということです。	und daß wir durch den Heiligen Geist Christus werden eingeleibt, der jetzt mit seinem wahren Leib im Himmel zur Rechten des Vaters ist und daselbst will angebetet werden.
(A2)	しかしミサが教えていることは、生きている者も死んでいる者も、キリストが、尚、彼らのために、日毎に司祭たちによって犠牲として捧げられるのでなければ、キリストの苦難によっては罪の赦しを得ることができないということ、	Die Messe aber lehrt, daß die Lebendigen und die Toten nicht durch das Leiden Christi Vergebung der Sünden haben, es sei denn, daß Christus noch täglich für sie von den Meßpriestern geopfert werde,
(B2)	そしてキリストは、肉体的にパンとぶどう酒の形態の下にいて、それゆえその中で礼拝されることが求められているのです。	und daß Christus leiblich unter der Gestalt des Brotes und Weines sei und deshalb darin soll angebetet werden.
(A3)	つまりミサは、根本においてイエス・キリストの唯一の犠	Und ist also die Messe im Grunde nichts anderes, denn

	性と苦難の否定に他ならず、	eine Verleugnung des einigen Opfers und Leidens Jesu Christi
(B3)	呪うべき偶像崇拜に他ならないのです。	und eine vermaledeite Abgötterei.

ここでは、主の晩餐とカトリックのミサの違いとして二点挙げられている。第一はキリストの犠牲の問題 (A) であり、第二はキリストの現臨の問題 (B) である。そしてこの二つの問題が、それぞれ三つの形で扱われることになる。A1 はキリストの犠牲の問題に関して、改革派の見解が解説され、A2 はそれに対するカトリックの見解が論述される。そして A3 において、カトリックの見解に対するハイデルベルク信仰問答の立場が明らかにされるのである。同様に、B1 はキリストの現臨の問題に関して、改革派の立場が解説され、B2 はそれに対するカトリックの見解が論述される。そして B3 において、カトリックの見解に対するハイデルベルク信仰問答の立場が明らかにされるのである。

(1) キリストの犠牲の問題

ハイデルベルク信仰問答は、キリストの死の犠牲的性格に言及する際、それを「唯一の供え物」(einigen Sühnopfer)、「唯一の犠牲」(einigen Opfers) と表現して、その唯一性、一回性を強調する。これに基づいて問 80 は、イエス・キリストの十字架上の死が「ただ一度」(einmal) 限りの「唯一の犠牲」であり、それによって私たちが全ての罪 (aller unserer Sünden) の完全な赦し (vollkommene Vergebung) を得ていることを証言するのが、主の晩餐であると主張している。これに対してカトリックのミサは、キリストが「尚」あるいは「まだ」(noch)「日ごとに」(täglich) 犠牲として捧げられなければ、キリストの十字架上での苦難だけでは罪の赦しは得られないという教えであると解説される。つまり、主の晩餐は、キリストの一度限りの犠牲の決定的十分性を強調し、ミサはその非決定的不十分性を表しており、罪の赦しのための継続的犠牲の必

要性を強調しているというのである。²⁶ それゆえハイデルベルク信仰問答は、カトリックのミサを「イエス・キリストの唯一の犠牲と苦難の否定」(eine Verleugnung des einigen Opfers und Leidens Jesu Christi) 以外の何ものでもない結論付けるのである。

さて、本論の課題は、このハイデルベルク信仰問答のミサ理解が、当時のカトリック側の見解を正確に言い当てたものであるのかという点にある。1562年9月17日に開かれたトリエント公会議第22会期は「最も聖なるミサの犠牲についての教えと法令」(Doctrina et canones de sanctissimo missae sacrificio) と題されるが、その第一章には、次のような表現で会議の決定がまとめられている。

それゆえ、私たちの神であり主であるこの方は、ただ一度、ご自身を十字架の祭壇において、なだめの死として、父なる神に捧げたのである。それは彼らのために永遠の贖いを成し遂げるためであった。²⁷

ここには、キリストの十字架の死が、「ただ一度」(semel) 限り、なだめの死として神に捧げられたことが明言されている。そして続く第二章では、次のようにミサにおける犠牲が説明されている。

従って、ミサでなされるこの神聖な犠牲においては、十字架の祭壇においてただ一度、ご自身を彼らのために血をもって捧げた同じキリストが、保持され、血を伴わずに捧げられるのである。…かつて十字架において捧げられた方と、今、司祭の職務によって捧げられる犠牲は、一つの同じ犠牲である。唯一の違いは、捧げる様式である。この犠牲(つまり血の犠牲)の益は、この血を伴わない犠牲を通じて豊かに享受される。ただ、後者によって前者が否定されることは決してない。²⁸

キリストの十字架上での犠牲とミサにおいて捧げられる犠牲の唯一の違いは、「捧げる様式」(offerendi ratione)にあると理解されている(英訳はこれを manner と訳した)。両者には、捧げる際の「様式」の違いはあるものの、本質は「一つの同じ犠牲」(Una enim eademque est hostia) であって、ミサの犠牲が、十字架上のキリストの犠牲の一回性を否定するものではないということが明言されている。

この見解は、400年後の第二バチカン公会議(1962-1965)においても継承されている。

ところで、信者の霊的供え物は、司祭の役務を通して、唯一の仲介者であるキリストの供え物との一致のうちに完成するものであり、このキリストの供え物は、主が来る時まで、司祭たちの手によって、全教会の名において、聖体祭儀において血を流すことなく秘跡的にささげられる。司祭の役務はこのことを目指し、このことにおいて完成する²⁹。

さらに、第二バチカン公会議開会 30 周年を記念して 1992 年 12 月 7 日に発表され、1997 年に修正を経た『カトリック教会のカテキズム』(規範版, 1997 年)もこの路線を継承して、ミサ (Eucharistia) を解説している。

エウカリスチアはキリストの過越の記念、そのからだである教会の典礼の中で行われるキリストの唯一のいけにえの再現、秘跡的な奉獻³⁰です。

キリストのいけにえとエウカリスチアのいけにえは、ただ一つのいけにえです。「ささげものは同一です。かつてご自分を十字架の上でささげたキリストが、今司祭の役務を通してささげられているからです。ただ一つ違うのは、ささげ方だけで

す。「そこで、ミサ聖祭で行われるこの神聖ないけにえには、十字架上の祭壇で『一回限り血を流して自らをささげられた』のと同じキリストが現存し、血を流さず³¹に捧げられます。…このいけにえが真のなだめのいけにえです」。

トリエント公会議から現代に至るまで、ローマ・カトリックにおいてミサは、決してキリストの唯一の犠牲を否定するものでも、キリストの十字架上の贖いの不十分性を主張するものでもない。むしろそれは、キリストの唯一の犠牲の「再現」³²であり「現在化」である。両者の違いは捧げ方ないし様式だけであって、本質は一つなのである。つまり、ハイデルベルク信仰問答の「ミサが教えていることは、…日毎に司祭たちによって犠牲として捧げられるのでなければ、キリストの苦難によっては罪の赦しを得ることができないということ」という表現は、16世紀当時のトリエント公会議に表されたローマ・カトリックの公式見解はおろか、第二バチカン公会議を経て現代にまで至るローマ・カトリックの公式見解を正確に言い表しているとは言い難いのである。

CRCNAはこの事実を真摯に受け止めて、これはカトリックの公式見解を表現したものとしては誤っていると認めている。しかし同時にCRCNAは、ハイデルベルク信仰問答がカトリックの公式見解の背後にある当時のミサの実践、特にミサの出来事が人々に伝達するものに焦点を合わせたものと考えられる、という見解を明らかにしている³³。16世紀当時のミサは、民衆が殆ど理解できないラテン語で行われ、しかも司祭の執行は小声で(sotto voce)理解不可能だったようである。その結果ミサの出来事は、鳴らされるベルの音や視覚的所作に注目が集まるようになった。そこでは、司祭によってもたらされるミサの犠牲が神に受け入れられるようにという祈りが繰り返され、その度にベルが鳴り、ラテン語を解さない参列者にとっては司祭の所作とベルの合図だけが、そこで行われている出来事を理解する手掛かりであった。つまりそこには、新たな犠牲が繰り返し捧げられていると理解されても仕方がない状況が

あったと推測されるのである。³⁴このような分析を踏まえてCRCNAは、ローマ・カトリックのミサは、決してキリストの唯一の犠牲を否定するものでも偶像崇拜でもないことを認めた。しかし同時にそこには、キリストの十字架上の犠牲の究極性と十全性を曖昧にする教えや態度や実践に対する鋭い警告が含まれている、と指摘している。³⁵いずれにしてもこの決定は、ハイデルベルク信仰問答のミサ理解がカトリックの公式見解を正確に反映していないことを認めた点で、非常に画期的であり重要である。

(2)キリストの現臨の問題

キリストの現臨の問題に関して、ハイデルベルク信仰問答の見解は、問76の「キリストは天にいて、私たちは地上にいる」(er im Himmel und wir auf Erden sind)という理解に基礎を置いている。これは研究者たちによって「カルヴァン主義的外」(extra-Calvinisticum)と呼ばれる概念で、ルター派が属性の交流(communicatio idiomatum)によってキリストの人性の遍在性を肯定するのに対し、リフォードはこれを否定する。³⁶そして天にいるキリストと地上にいる私たちを結び付けるのは、聖霊の御業であると解するのである。「十字架につけられたキリストの体を食べ、流された血を飲むとは何を意味しているか」と問う問76は、次のように答えて、このことを明らかにしている。

それは、信仰の心をもってキリストの苦難と死の全体を受け入れ、それによって罪の赦しと永遠の命を得るということの意味している。それだけではなく、それに加えて、キリストの内にも私たちの内にも同時におられる聖霊を通して、ますますキリストの体と一つにされるということも意味している。キリストは天にいて、私たちは地上にいるのであるが、それにも関わらず私たちは、キリストの肉の肉、骨の骨なのであり、一つの霊によって(それは、私たちの体の各器官が一つの魂によって

そうであるように) 永遠に生き支配されるのである。³⁷

これに対してハイデルベルク信仰問答が明言するカトリックのミサでは、キリストが、「肉体的に (leiblich) パンとぶどう酒の形態の下にいて、それゆえその中で (darin) 礼拝されることが求められている」と教えている。CRCNA の報告書によれば、CRC の代表者が面会したカトリックの神学者たちは、この点に関してハイデルベルク信仰問答のカトリックの理解は概ね正しいことを認めている。但し、ここで使われている「肉体的」という言葉が誤解されないよう注意されなければならないと指摘していると言う。³⁸ ここで注意されるべきは、司祭による聖別の後においても、パンとぶどう酒は外面的にパンとぶどう酒の様相を保っている。しかしその時その中には、キリストの全存在 (肉体と血、魂と神性) が礼典的に (sacramentally) 存在しているのである。これがカトリックのミサが教える「キリストが、肉体的にパンとぶどう酒の形態の下にいて」ということの意味である。

このカトリックの実体変化説 (transubstantia) には、主体が持つ二つの属性というアリストテレスの概念があると一般的に理解されている。主体が持つ二つの属性とは、本質的属性と偶有的属性である。例えば、プラトンは賢いと形容される場合、「賢さ」が彼の属性である。しかしこの属性はプラトンにとって本質的なものではない。なぜなら、例えプラトンが賢くなくなったとしても、プラトンはプラトンであり続けるからである。つまりプラトンにとって「賢さ」は本質的属性ではなく、偶有的属性なのである。この場合、例えば「人間性」という属性は彼にとって本質的属性と言える。なぜなら、プラトンが「人間性」という属性を持たなくなったら、彼はプラトンではなくなってしまうからである。カトリックのミサにおいて起きていることは、パンとぶどう酒における本質的属性の変化である。パンの本質的属性がキリストの体に変化し、ブドウ酒の本質的属性がキリストの血に変化しているのである。しかし、外見上パンが相変わらずパンの様相を保ち、ぶどう酒が相変わらずぶど

う酒の様相を保っているのは、偶有的属性であるパンとぶどう酒の味や色、形態が変化していないからである。³⁹

パンとぶどう酒におけるキリストの肉体的現臨が重要な問題となったのは中世においてであった。9世紀前半には北フランスのコルビー修道院で、修道院長のラドベルトゥス（Paschasius Radbertus, c. 785-c. 860）と修道士ラトラムヌス（Ratramnus, d. c. 868）の間で議論が起こる。前者はパンとぶどう酒を文字通りキリストの肉と血と理解し、後者は聖別後もパンとぶどう酒は物質的にそのものであり続け、信仰者がこれを口にする時に霊的意義を持つと主張した。⁴⁰

トゥールのベレンガリウス（c. 1010-1088）は、 sacramentにおけるキリストの現臨を支持した際、パンとぶどう酒における物質的変化がキリストの現臨を説明するのに必要であるとして、多くの反論を巻き起こした。これに対してベレンガリウスの反対者たちは、物質的変化と本質的変化の区別を導入したとされる。そして1079年のローマの教会会議において、ベレンガリウスは以下の宣言に誓約したとされる。

私、ベレンガリウスは、この短い宣誓書に含まれていることを読み上げ、理解されているように、次のことを心に信じ、口で宣言する。祭壇に供えられたパンとブドウ酒が聖なる祈祷とわれわれの救い主の言葉とによって、われわれの主イエズス・キリストのまことの生命をあたえる肉と血に実体的に変化することを。聖別の後に、秘跡のしるしと力によってではなく、聖母から生れ、われわれの救いのために十字架上でささげられ、父の右に座を占めているまことのキリストの体とその脇腹から流れ出たまことのキリストの血が実体的に現存することを。私は以上のことを信じ、今後この信仰に反することを教えない。⁴¹

そして第四ラテラノ公会議（1215年）において、カトリックの実体変化説は正式に教義として採用されることになる。

信者の普遍的教会は一つであり、その外においては誰一人として救われない。この教会においてイエズス・キリストは司祭であると同時にいけにえであり、その体と血が祭壇の秘蹟の中において、パンとブドウ酒の形色のもとに実際に含まれている。すなわち、神の力によってパンは体に、ブドウ酒は血に全実体変化をするのである。キリストがわれわれから受けたものを、われわれは一致の秘儀の中に受けるのである。⁴²

この理解はフィレンツェ会議（1439年）⁴³やトリエント公会議（1545-63）にも継承され、⁴⁴第二バチカン公会議においても大きな修正なく堅持される。⁴⁵特に、トリエント公会議以降、このパンとぶどう酒の実体変化は信仰の中心的な秘儀と捉えられ、これを曖昧に表現することを良しとしない傾向を持つ。このカトリックの実体変化説に対するこだわりやニュアンスが、ハイデルベルク信仰問答において表現されているかについては疑問が残るが、本質的にハイデルベルク信仰問答のカトリックの実体変化説とキリストの現臨についての表現は正しいと言って良いだろう。

結語

全体として一致と調和を基調とするハイデルベルク信仰問答において、問80は異例とも言える程、論争的な箇所である。しかもその姿勢は、版を重ねるごとに激しさを増す傾向にあった。そこで扱われているカトリックのミサは、主に二つの点に焦点が絞られていた。第一はミサにおけるキリストの犠牲の問題であり、第二はミサにおけるキリストの現臨の問題である。後者に関しては、ニュアンスや強調の問題はあるとしても、基本的にその理解は妥当であると言える。しかし前者に関しては、当時の実践という意味ではある程度の妥当性があったかもしれないが、少なくともカトリックの公式見解を十分に表現しているとは言い難い。

しかも実際に、CRCNA が 10 年間 CCCB と USCCB との協議を重ね、2008 年正式にその点を認めたことは歴史的に大きな意義があるように思う。さらに CRCNA の報告書によれば、この見解がリフォームド・エキュメニカル・カウンシル (REC) において肯定的に受け止められ、世界改革派教会協議会 (WARC) とローマ・カトリックとの対話へと道を開くことになりそうである。⁴⁶ ハイデルベルク信仰問答のような歴史的文書の中に、当時のカトリックの見解に対する誤解を認めることは、それを標榜する立場からすると自派の汚点と映るかもしれない。しかし、自派の歴史や教理を批判的に振り返り、謙虚に誤解や不十分さを認める姿勢は、むしろ高く評価されるべきではないか。それこそ、「改革された教会は常に改革され続けなければならない」(ecclesia reformata, semper reformanda est) という教会のあるべき姿である。

主の晩餐とミサが教えている内容についても、実は両者の教理は我々が考えている以上に、その目指すところは近いのではないかと思われる。主の晩餐が教えているのは、主ご自身が唯一の犠牲であり、それによって私たちが完全な罪の赦しを得ているという確信であった。これに対してカトリックのミサが教えているのは、キリストの唯一の犠牲の「再現」であり「現在化」である。プロテスタントが主張する意味での完全な罪の赦しと確証は、カトリックの見解とは一線を書さなければならないが、少なくともキリストの唯一の犠牲のリアリティをミサにおいて強調するという点においては、両者は一致していると言って良いのではないだろうか。

註

- 1 REFO500 に関しては以下を参照。Karla Apperloo-Boersma, "Refo500, connecting you, then and now," in the unpublished paper at Chongshin University and Seminary in South Korea, 11th Asia Congress on Calvin Research & REFO500 Asia "Calvin for the 21th

Century,” January 18, 2011; 公式ホームページは <http://www.refo500.nl/news/4>。

- 2 実際、2011年3月3-5日には、ドイツ・エムデンにあるヤン・ア・ラスコ図書館で、ハイデルベルク信仰問答450年の国際学会が開かれた。さらに2013年にはドイツ・ハイデルベルクとオランダ・アペルドールンでもエキシビジョンが開催される予定である。
- 3 The Interchurch Relations Committee of Christian Reformed Church in North America (以下 IRC と略記), ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass: A Discussion on Question and Answer 80 of the Heidelberg Catechism* (Grand Rapids, MI: Christian Reformed Church, 2008).
- 4 ハイデルベルク信仰問答の成立史に関しては以下を参照。Fred H. Klooster, *The Heidelberg Catechism: Origin and History* (Grand Rapids, MI: Calvin Theological Seminary, 1981) ; Charles D. Gunnoe Jr., “The Reformation of the Palatinate and the Origins of the Heidelberg Catechism, 1500-1562,” in Lyle D. Bierma, Charles D. Gunnoe Jr., Karin Y. Maag, and Paul W. Fields, eds., *An Introduction to the Heidelberg Catechism: Sources, History, and Theology* (Grand Rapids, MI: Baker Academic, 2005), 15-47; Bard Thompson, “Historical Background of the Catechism,” in *Essays on the Heidelberg Catechism* (Philadelphia and Boston: United Church Press, 1963), 8-30; Derk Visser, “Zacharias Ursinus and the Palatinate Reformation,” in Derk Visser, ed., *Controversy and Conciliation: The Reformation and the Palatinate 1559-1583* (Allison Park, PA: Pickwick Publications, 1986), 1-20; E. J. マッセリンク著、伊藤真也訳『宗教改革のあゆみ』（すぐ書房、1977年）；吉川八郎「ハイデルベルク信仰問答成立史」『北陸学院短期大学紀要』vol. 6（1974年12月）：1-26。
- 5 プファルツの歴史については以下を参照。Henry J. Cohn, *The Government of the Rhine Palatinate in the Fifteenth Century* (Oxford: Oxford

University Press, 1965) ; Volker Press, *Calvinismus und Territorialstaat: Regierung und Zentralbehörden der Kurpfalz 1559-1619* (Stuttgart: Ernst Klett Verlag, 1970) ; Meinrad Schaab, *Geschichte der Kurpfalz*, 2 vols. (Stuttgart: Kohlhammer, 1988, 1992) ; Volker Press, “Die ‘Zweite Reformation’ in der Kurpfalz,” in *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland*, ed. Heinz Schilling (Gutersloh, 1986) ; Anton Schindling and Walter Ziegler, “Kurpfalz, Rheinische Pfalz und Oberpfalz,” in *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung: Land und Konfession 1500-1650* (Münster: Aschendorff, 1993) ; Eike Wolgast, *Reformierte Konfession und Politik im 16. Jahrhundert: Studien zur Geschichte der Kurpfalz im Reformationszeitalter* (Heidelberg: Universitätsverlag C. Winter, 1998) ; Charles D. Gunnoe Jr., “The Palatinate,” in *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*; idem, “Palatinate,” in *Europe 1450-1789: Encyclopedia of the Early Modern World*, ed. Jonathan Dewald (New York: Scribner’s, 2004), 4:373-375.

6 レオ 10 世については以下を参照。Nelson H. Minnich, “Leo X,” in Hans J. Hillerbrand, ed., *The Oxford Encyclopedia of Reformation*, 4 vols. (New York and Oxford: Oxford University Press, 1996), 2:418-419; Jared Wicks, “Roman Reactions to Luther: The First Year (1518)” *Catholic Historical Review* 69 (1983) : 521-562.

7 シュタウピッツについては以下を参照。David C. Steinmetz, *Misericordia Dei: The Theology of Johannes von Staupitz in Its Late Medieval Setting* (Leiden: E. J. Brill, 1968) ; idem, *Luther and Staupitz: An Essay in the Intellectual Origins of the Protestant Reformation* (Durham, N.C.: Duke University Press, 1980) ; idem, “Johann von Staupitz,” in Hillerbrand, ed., *The Oxford Encyclopedia of Reformation*, 2:109-111; idem, “Johannes von Staupitz (1460/9-1524) : Theology of the Praise of God,” in *Reformers in the Wings: From Geiler von Kayserberg to Theodore*

Beza, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press, 2001), 15-22; Ernst Wolf, *Staupitz und Luther: Ein Beitrag zur Theologie des Johannes von Staupitz und deren Bedeutung für Luthers theologischen Werdegang* (Leipzig: M. Heinsius Nachfolger, 1927) ; Markus Wriedt, *Gnade und Erwählung: Eine Untersuchung zu Johann von Staupitz und Martin Luther* (Mainz: Zabern, 1991).

- 8 ハイデルベルク討論におけるルターの提題（ラテン語原文）は、Martin Luther, *D. Martin Luthers Werke: Kritische Gesamtausgabe*, 66 vols. (Weimar: Hermann Böhlaus Nachfolger, 1883-1987), 1:353-374（以下 *LW* と略記）。英訳は、idem, *Luther's Works*, 56 vols. eds. Jaroslav Pelikan and Helmut Lehmann (St. Louis: Concordia; Philadelphia: Fortress, 1955-86), 31:35-70. 邦訳は、久米芳也訳「ハイデルベルクにおける討論」『ルター著作集 第一集 1』（聖文舎, 1964）, 101-139. 因みに、ハイデルベルク討論の場には、若き日のマルティン・ブツァーが臨席しており、この時ルターの教説に触れて、改革への転向のきっかけとなったことが知られている。
- 9 『アウグスブルク宗教和議』の一次資料は以下を見よ。Karl Brandi, *Der Augsburger Religionsfriede vom 25. September 1555*, 2nd ed. (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1827) ; Ernst Walder, *Religionsvergleiche des 16. Jahrhunderts*, 3rd ed. (Bern: Peter Lang, 1974). テキストは以下のサイトにも掲載されている。 http://www.smixx.de/ra/Augsburger_Religionsfriede_1555.pdf あるいは、 http://xn--glcksmann-r9a.de/Links_F-R/Reichsabschied_1555.pdf. 二次資料については以下を参照。Herbert Immenkötter, “Augsburg, Peace of,” in *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*, 1:91-93; Heinrich Bornkamm, “Die religiöse und politische Problematik im Verhältnis der Konfessionen im Reich” *Archiv für Reformationsgeschichte* 56 (1965) : 209-218; Martin Heckel, “Autonomia, Pacis Compositio: Der Augsburger Religionsfriede in der Deutung der Gegenreformation”

Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonische Abteilung 45 (1959) : 141-248; idem, "Augsburger Religionsfriede," in *Evangelisches Staatslexikon*, ed. Roman Herzog et al. (Stuttgart: Kreuz, 1987), 1:111-117; Gerhard Pfeiffer, "Der Augsburger Religionsfriede und die Reichstädte" *Zeitschrift der Historischen Vereins für Schwaben* 61 (1955) : 211-321; Matthias Simon, *Der Augsburger Religionsfriede: Ereignis und Aufgabe* (Augsburg: Gesamtkirchenverwaltung, 1955) ; Martin Wittenberg, *Friede im Reich: Geschichte und Probleme des Religionsfriedens von Augsburg, 1555* (München: Evangel. Presseverband für Bayern, 1956).

10 ヨハン・ブレンツについては以下を参照。Martin Brecht, *Die frühe Theologie des Johannes Brenz* (Tübingen: Mohr, 1966) ; idem, "Johannes Brenz," in *Theologische Realencyclopädie*, vol. 7 (Berlin: Walter de Gruyter, 1981), 170-181; James Martin Estes, *Christian Magistrate and State Church: The Reforming Career of Johannes Brenz* (Toronto: University of Toronto Press, 1982) ; idem, "Brenz, Johannes," in *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*, 1:214-215; Hans-Martin Maurer and Kuno Ulshöfer, *Johannes Brenz und die Reformation in Württemberg* (Atuttgart and Aalen: Theiss, 1984). 現在、ブレンツの批判校訂版著作集が刊行中。Johannes Brenz, *Werke: Eine Studienausgabe*, eds. Martin Brecht, Gerhard Schäfer, et al. (Tübingen, 1970-).

11 Thompson, "Historical Background of the Catechism," 12-13; Klooster, *The Heidelberg Catechism: Origin and History*, 59.

12 1529年のマールブルク会談において明らかになったことは、少なくとも聖餐論におけるキリストの現臨の問題というこの一点を除いて、ルター派と改革派の相違はないということである。また、1555年のアウグスブルク宗教和議成立の段階において、カトリックとルター派の一応の棲み分けが実現するが、改革派を含むプロテスタントはルター派に集約されている点から見て、両者の違いは社会的にもないものと

見なされていると言える。改革派が、社会的にカトリックやルター派と肩を並べることになるのは、三十年戦争（1618-1648年）終結のウェストファリアの和平条約においてである。マールブルク会談については以下を参照。Günter Bezenberger, *Was zu Marpurgh geschah: Eine Einführung in die Geschichte des Marburger Religionsgesprächs im Jahr 1529* (Kassel: Fvang. Pressverband, 1979) ; Walther Köhler, *Das marburger Religionsgespräch, 1529: Versuch einer Rekonstruktion* (Leipzig: M. Heinsius Nachfolger Eger & Sievers, 1929) ; idem, *Das Religionsgespräch zu Marburg, 1529* (Tübingen, Mohr, 1929) ; Gerhard May, ed., *Das Marburger Religionsgespräch, 1529*, 2nd ed. (Gütersloh: Mohr, 1999) ; Gerhard May, "Marburger Religionsgespräch," in *Theologische Realenzyklopädie XXII* (Berlin and New York: Walter de Gruyter, 1992), 75-79; Friedrich Wilhelm Schirrmacher, ed., *Briefe und Acten zu der Geschichte des Religionsgesprächs zu Marburg, 1529* (Gotha: 1876) ; Alois Schmid, "Marburg, Colloquy of," in *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*, 3:2-4; idem, "Marburg, Colloquy of," in <http://cw.routledge.com/ref/protestantism/marburg.pdf>. マールブルク条項のテキストは以下に所収。ドイツ語原文は *LW*, vol. 30, 3:160-171; ラテン語原文は Ulrich Zwingli, *Sämtliche Werke*, eds. Emil Egli and Georg Finsler, et al., 14 vols. (Zürich: Theologischer Verlag, 1905-83), 6:2; 邦訳は徳善義和・徳沢得二訳「マールブルク条項」『ルター著作集 第一集 8』（聖文舎, 1971年）, 609-626; cf. Gerhard May, "Marburg Confession," in *The Oxford Encyclopedia of the Reformation*, 3:4-5.

13 Philip Melancthon, *Opera quae supersunt omnia*, 28 vols. eds. C. G. Bretschneider and H. E. Bindseil (Brunswick: Schwetschke, 1834-1860), 1:912-913, 948-949 (以下 *MO* と略記).

14 Cf. 『アウグスブルグ信仰告白』第10条。邦訳は、信条集専門委員会訳『一致信条書』（聖文舎, 1982年）, 40-41. Philip Schaff, ed., *The*

Creeds of Christendom, 3 vols. (Grand Rapids, MI.: Baker Books, 1998), 3:13: “De Coena Domini docent, quod corpus et sanguis [wahrer leib und Blut] Christi vere adsint [unter Gestalt des Brotes und Weines], et distribuantur vescentibus [da ausgetheilt und genommen wird] in Coena Domini; et improbant secus docentes [Derhalben wird auch die Gegenlehr verworfen].”

15 Melancthon, *MO*, 2:217-218.

16 マリアは、ブランデンブルグのマルグレイヴ・カシミールとバイエルンの公爵夫人スザンナの娘であった。しかし彼の父は、1528年マリアが9歳の時に死去し、翌1529年母スザンナはオットー・ヘンリーと結婚する。つまりマリアは、前選帝侯オットー・ヘンリーの継娘に当たる。彼女は自分の兄弟姉妹と共に、おじであるマルグレイヴ・ゲオルグ・アンスバッハに育てられた。彼が熱心なルター主義者だったのである。Cf. Klooster, *The Heidelberg Catechism: Origin and History*, 73.

17 ハイデルベルク信仰問答成立の背景となる聖餐論争に関しては以下を参照。春名純人「解説『ハイデルベルク信仰問答』」『改革派信条シリーズ1 ハイデルベルク信仰問答』（神戸改革派神学校，2004年），131-183, esp. 145-151; E. J. マッセリンク著、伊藤真也訳『宗教改革のあゆみ：「ハイデルベルク信仰問答の」の成立』（すぐ書房，1977年），第8章；Thompson, “Historical Background of the Catechism,” 16-20; Klooster, *The Heidelberg Catechism: Origin and History*, 84-101.

18 *Catechismus, oder, Christlicher Unterricht, wie der in Kirchen und Schulen der churfürstlichen Pfaltz getrieben wirdt* (Heidelberg: Johann Mayer, 1563): 3-11; George W. Richards, *The Heidelberg Catechism: Historical and Doctrinal Studies* (Philadelphia, PA.: Publication and Sunday School Board of the Reformed Church in the United States, 1913), 182-199; cf. Lyle D. Bierma, “The Purpose and Authorship of the Heidelberg Catechism,” in idem, et als, *An Introduction to the Heidelberg Catechism: Sources, History, and Theology* (Grand Rapids, MI.:

- Baker Academic, 2005), 49-74, esp. 50-52.
- 19 Norman P. Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 2 vols. (London: Sheed & Ward, and Washington D.C.: Georgetown University Press, 1990), 2:732-741; especially 732-737 on mass.
- 20 IRC, *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 6-7.
- 21 第二版への付加に関する数少ない証言は、1563年4月3日付のオレヴィアヌスによるカルヴァン宛の書簡に見られる。John Calvin, *Ioannis Calvini opera quae supersunt omnia*, 59 vols. eds. G. Baum, E. Cunitz, and E. Reuss (Brunswick: Schwetschke, 1863-1900), 19:684-85, esp. 684: "Mitto ad te, carissime et alterum ad D. Bezam: in prima editione germanica, quam ad Scrimgerum miseramus, ommissa erat quaestio de discrimine coenae et missae pontificiae. Admonitus a me Princeps voluit in secunda editione germanica et prima editione latina addi."
- 22 *Catechismus, oder, Christlicher Unterricht, wie der in Kirchen und Schulen der churfürstlichen Pfaltz getrieben wirdt: Was im ersten Truck ubersehen, als fürnemlich Folio 55, ist jetzunder auss Befelch churfürstlicher Gnaden addiert worden* (Heidelberg: Johann Mayer, 1563), 55-56: "Das Abendmahl bezeugt uns, daß wir volkomne vergebung aller unser Sünden haben durch das einige opffer Jesu Christi, so er selbst einmal am Creuz volbracht hat. Die Meß aber lehrt daß die lebendigen und die toten nit durch das leiden Christi vergebung der Sünden haben, es sei denn, daß Christus noch teglich für sie von den Meßpriestern geopffert werde: Und ist also die Meß im grunde ein abgöttische verleugnung deß einigen opffers und leidens Jesu Christi."
- 23 第三版の原文が入手できなかったので、現代ドイツ語版を以下に引用する。下線部が付加部分である。Fred H. Klooster, *Our Only Comfort: A Comprehensive Commentary on the Heidelberg Catechism* (Grand

Rapids, MI.: Faith Alive, 2001), 2:852: “Das Abendmahl bezeugt uns, daß wir vollkommene Vergebung aller unserer Sünden haben durch das einige Opfer Jesu Christi, so er selbst einmal am Kreuz vollbracht hat; und daß wir durch den Heiligen Geist Christus werden eingeleibt, der jetzt mit seinem wahren Leib im Himmel zur Rechten des Vaters ist und daselbst will angebetet werden. Die Messe aber lehrt, daß die Lebendigen und die Toten nicht durch das Leiden Christi Vergebung der Sünden haben, es sei denn, daß Christus noch täglich für sie von den Meßpriestern geopfert werde, und daß Christus leiblich unter der Gestalt des Brotes und Weines sei und deshalb darin soll angebetet werden. Und ist also die Messe im Grunde nichts anderes, denn eine Verleugnung des einigen Opfers und leidens Jesu Christi und eine vermaledeite Abgötterei.”

- 24 主の晩餐における礼拝様式への関心は、問 78 にも見て取れる。ここでは、パンが「キリストの体」と呼ばれるのは、物質的な変化によるのではなく、「礼典の様式と用法に従って」(nach Art und Brauch der Sakramente) いると言われている。
- 25 問 37, 66, 67。問 37 は使徒信条の「苦しみを受け」という言葉の解説であり、問 66-67 は、洗礼と聖餐を扱う導入部分に当たり、聖礼典一般についての解説がなされている。
- 26 カトリックの継続的犠牲の必要という観点から捉えれば、ここでハイデルベルク信仰問答が、ミサ理解に際して「生きている者」(Lebendigen) と並んで「死んでいる者」(Toten) に言及している意味が明らかとなる。つまり、キリストの十字架上で一度限りの犠牲では、非決定的であり不十分なので、最終的な救いの保証は得られず、生きている者はおろか死んだ者であっても、完全な罪の赦しの保証を得るためには、日ごとにミサの犠牲が捧げられなければならないのである。
- 27 Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 2:733: “Is igitur Deus et Dominus noster, etsi semel se ipsum in ara crucis, morte inter-

cedente, Deo Patri oblaturus erat, ut aeternam illis redemptionem operaretur” .

28 Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 2:733: “Et quoniam in divino hoc sacrificio, quod in missa peragitur, idem ille Christus continetur et incruente immolatur, qui in ara crucis semel se ipsum cruenta obtulit:…Una enim eadem que est hostia, idem nunc offerens sacerdotum ministerio, qui se ipsum tunc in cruce obtulit, sola offerendi ratione diversa. Cuius quidem oblationis (cruentae, inquam) fructus per hanc incruentam uberrime percipiuntur: tantum abest, ut illi per hanc quovis modo derogeretur.”

29 第二バチカン公会議「司祭の役務と生活に関する教令」南山大学監修『第2バチカン公会議公文書全集』（中央出版社，昭和61年），296; Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 2:733: “Per presbyterorum autem ministerium sacrificium spirituale fidelium consummatur in unione cum sacrificio Christi, unici mediatoris, quod per manus eorum, nomine totius ecclesiae, in eucharistia incruente et sacramentaliter offertur, donec ipse Dominus veniat. Ad hoc tendit atque in hoc consummatur presbyterorum ministerium.”

30 日本カトリック司教協議会監修、教理委員会訳『カトリック教会のカテキズム』（カトリック中央協議会，2002年），1362, p. 414.

31 『カトリック教会のカテキズム』，1367, p. 416.

32 『カトリック教会のカテキズム』，1363, 1366, p. 415.

33 IRC of CRCNA, ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 29: “The above analysis leads to the conclusion that the Heidelberg Catechism must be regarded as wrong, both now and in the sixteenth century, if it is taken as describing and evaluating official Roman Catholic teaching. However, as has been suggested above, the committee believes that, with official Roman Catholic teaching lying in the background, the Heidelberg Catechism seems to focus at

least in part on the practice of the Mass, that is, on what the event of the Mass communicates to people. Furthermore, the practice of the Mass, and thus what the Mass communicates to people, has undergone significant changes from the sixteenth century to today.”

34 Cf. IRC of CRCNA, ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 29-30; Eamon Duffy, *The Stripping of the Altars: Traditional Religion in England 1400-1580* (New Haven and London: Yale University Press, 1992), 97; Nathan Mitchell, *Cult and Controversy: The Worship of the Eucharist Outside of Mass* (New York: Pueblo Publishing, 1982), 186.

35 IRC of CRCNA, ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 32-33: “That synod declare the following: a. The Mass, when celebrated in accordance with official Roman Catholic teaching, neither denies the one sacrifice and suffering of Jesus Christ nor constitutes idolatry...b. Q. and A. 80 still contains a pointed warning against any teachings, attitudes, and practices related to the Eucharist that obscure the finality and sufficiency of Christ's sacrifice on the cross and detract from proper worship of the ascended Lord.”

36 Richard A. Muller, “communicatio idiomatum/communicatio proprietatum,” “extra calvinisticum,” in his *Dictionary of Latin and Greek Theological Terms: Drawn Principally from Protestant Scholastic Theology* (Grand Raids, MI.: Baker Academic, 1985), 72-74, 111.

37 *Der Heidelberger Katechismus*, Jubiläumsausgabe 1563 (Essen: Essener Druckerei Gemeinwohl [Lippischen Landeskirche und der Evangelisch-reformierten Kirche in Nordwestdeutschland], 1563), Q & A. 76: “Es heißt nicht allein mit gläubigem Herzen das ganze Leiden und Sterben Christi annehmen und dadurch Vergebung der Sünden und ewiges Leben bekommen, sondern auch daneben durch den Heiligen Geist, der zugleich in Christus und in uns wohnt, also

mit seinem gebenedeiten Leibe je mehr und mehr vereinigt werden, daß wir, obgleich er im Himmel und wir auf Erden sind, dennoch Fleisch von seinem Fleisch und Bein von seinem Bein sind und von einem Geist (wie die Glieder unseres Leibes von einer Seele) ewig leben und regiert werden.”

38 IRC of CRCNA, ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 19: “The Roman Catholic theologians with whom the committee met affirmed that the Heidelberg Catechism is substantially correct in its presentation of the Roman Catholic teaching regarding Christ's bodily presence in the consecrated bread and wine. They expressed a caution that the word *bodily* should not be misunderstood.”

39 Cf. Willem J. van Asselt, et als., *Introduction to Reformed Scholasticism*, trans. Albert Gootjes (Grand Rapids, MI: Reformation Heritage Books, 2011), 31-32.

40 9世紀における聖餐論争においては以下を参照。Celia Chazelle, “Figure, Character, and the Glorified Body in the Carolingian Eucharistic Controversy,” *Traditio: Studies in Ancient and Medieval History, Thought, and Religion* 47 (1992) : 1-36; Patricia McCormick Zirkel, “The Ninth Century Eucharistic Controversy: A Context for the Beginnings of the Eucharistic Doctrine in the West,” *Worship* 68 (January 1994) : 2-23; Alrah L. M. Pitchers, “The Eucharist: Concepts in the Western Church from the Ninth Century to the Twelfth Century and Their Present Relevance,” *Studia Historiae Ecclesiasticae* 30 (January 2004) : 140-150. ラドベルトゥスの聖餐論については以下を参照。David Appleby, “Beautiful on the Cross, Beautiful in His Torments: The Place of the Body in the Thought of Paschasius Radbertus,” *Traditio: Studies in Ancient and Medieval History, Thought, and Religion* 60 (2005) : 1-46; P. Gnaninathan, *The Doctrine of the Real Presence in the “De corpore et Sanguine Domini” of St. Paschasius Radbert, 786-860*

- (Kumbakonam: St. Joseph's Press, 1942) ; Travis D. Stoltz, "Paschasius Radbertus and the Sacrifice of the Mass: A Medieval Antecedent to Augustana XXIV," *Logia* 10, no. 4 (Reformation 2001) : 9-12.
- 41 ハイニンリッヒ・J・D・デンツィンガー編、アドルフス・シェーンメッツァー改訂『カトリック教会文書資料集：信経および信仰と道徳に関する定義集 改訂版』（エンデルレ書店，1982年），p. 162, no. 700.
- 42 デンツィンガー編『カトリック教会文書資料集』，p. 186, no. 802; Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 1:230: "Una vero est fidelium universalis ecclesia, extra quam nullus omnino salvatur, in qua idem ipse sacerdos et sacrificium Iesus Christus, cuius corpus et sanguis in sacramento altaris sub speciebus panis et vini veraciter continentur, transsubstantiatis pane in corpus et vino in sanguinem potestate divina, ut ad perficiendum mysterium unitatis accipiamus ipsi de suo, quod accepit ipse de nostro."
- 43 Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 1:546-547: "Forma huius sacramenti sunt verba Salvatoris, quibus hoc confecit sacramentum. Sacerdos enim in persona Christi loquens hoc conficit sacramentum. Nam ipsorum verborum virtute substantia panis in corpus Christi et substantia vini in sanguinem convertuntur. Ita tamen, quod totus Christus continetur sub specie panis et totus sub specie vini, sub qualibet quoque parte hostie consecrate et vini consecrati separatione facta totus est Christus; cf. デンツィンガー編『カトリック教会文書資料集』，no. 1321.
- 44 トリエント公会議 13:1（会期 13 第 1 章）、13:4, 13:canon 1 in Tanner, ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, 2:693-694, 695, 697. 13:1: "Principio docet sancta synodus et aperte ac simpliciter profitetur in almo sanctae eucharistiae sacramento post panis et vini consecrationem dominum nostrum Iesum Christum, verum Deum atque hominem, vere, realiter ac substantialiter sub specie illarum rerum

sensibilium contineri. Neque enim haec inter se pugnant, ut ipse Salvator noster semper ad dexteram Patris in coelis assideat iuxta modum existendi naturalem, et ut multis hinc inde aliis in locis sacramentaliter praesens sua substantia nobis adsit, ea existendi ratione, quam etsi verbis exprimere vix possumus, possibilem tamen esse Deo, cogitatione per fidem illustrata assequi possumus et constantissime credere debemus.” 13:4: “Quoniam autem Christus redemptor noster corpus suum id, quod sub specie panis offerebat, vere esse dixit, ideo persuasum semper in ecclesia Dei fuit, idque nunc denuo sancta haec synodus declarat, per consecrationem panis et vini conversionem fieri totius substantiae panis in substantiam corporis Christi domini nostri et totius substantiae vini in substantiam sanguinis eius. Quae conversio convenienter et proprie a sancta catholica ecclesia transsubstantiatio est appellata.” 13:canon 1: “Si quis negaverit, in sanctissimo eucharistiae sacramento contineri vere, realiter et substantialiter corpus et sanguinem una cum anima et divinitate domini nostri Iesu Christi, ac proinde totum Christum, sed dixerit tantummodo esse in eo ut in signo vel figura aut virtute: a. s.”

45 『カトリック教会のカテキズム』, 1333, p. 406-407: 「エウカリスチアの祭儀を行うときにもっとも大切なのはパンとぶどう酒ですが、これらはキリストのことばと聖霊の働きを願う祈りによってキリストのからだと血になります。…パンとぶどう酒が聖霊の働きによりキリストのからだと血になることによって、パンとぶどう酒は、創造のわざのすばらしさを表すしるしともなり続けます。」

46 IRC of CRCNA, ed., *The Lord's Supper and the Roman Catholic Mass*, 36-38.